



特定非営利活動法人  
子育て支援 アシスト・エフワン  
代表理事 伊藤 美代子

## アシスト・エフワンにおける「薬の取り扱い」について

乳幼児の薬は医師の診断に基づいて保護者が与えるものとなっております。但し、やむを得ず保護者が与える事が出来ない時には、保護者の依頼を受けて、サポーターが代わって与える事になります。薬の取り扱いについて、医療アドバイザーの境 志穂先生からのご指導を頂き下記のようにまとめました。仙台市内の公立保育所で薬をお預かりする際と同様のルールです。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

### 記

- ① 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りま。
- ② 保護者の個人的な判断で持参した薬は、アシスト・エフワンとしては対応できません。
- ③ 座薬、吸入薬は原則としてお預かりできません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。使用にあたっては、そのつど保護者にご連絡いたします。尚、初めて使用する座薬、吸入薬については対応できません。
- ④ 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合、アシスト・エフワンとしてはその判断が出来ませんので、その都度保護者にご連絡し、指示をいただきます。
- ⑤ 慢性の病気「気管支喘息」「てんかん」「糖尿病」「アトピー性皮膚炎」などのように経過が長引くような病気の日常における投薬や処置については、お子さんの主治医の診断書を提出してください。
- ⑥ **持参する薬について**
  1. 医師が処方した薬には、必ず「依頼書」を添付してください。「薬の情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
  2. 使用する薬は1回ずつに分けて当日分のみご用意ください。
  3. 袋や容器に、お子さんの名前を記載してください。
  4. 薬の服用を依頼する場合は、所定の用紙に記入の上、1回分量をサポーターに手渡ししてください。尚、医師の処方以外の薬はお断りいたします。
- ⑦ 主治医には、1日2回での処方が可能かどうか聞いてみてください。または、1日3回でも内服時間をずらして預かり中の内服をなくすことが可能かどうかお尋ねください。

以上